

諮問番号：令和2年度諮問第36号

答申番号：令和2年度答申第41号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響で、最低限度の生活を営むこともままならず、通常の経済状況ではない中、前年の所得を理由に原処分（児童扶養手当支給停止処分）が行われたことに納得できず、原処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

児童扶養手当（以下「手当」という。）は、児童扶養手当法（以下「法」という。）第9条第1項の規定により、受給者の前年の所得が児童扶養手当法施行令（以下「政令」という。）第2条の4第2項の表第2欄に定める額（所得限度額）を超えた場合は、その全部が支給されないとされており、請求人はこれに該当するため手当の全部の支給を停止したのであるから、原処分は、法令の規定に基づき適切に行われており、違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 手当は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）が法第9条第1項に規定する受給資格者の場合、当該受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しないとされ（同項）、当該政令で定める額は、扶養親族等が1人であるときは、手当の全部を支給しない場合の額は230万円とされており（政令第2条の4第2項の表）、その所得の額は、その年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額等の合計額（以下「総所得金額等合計額」という。）から8万円を控除した額とされている（政令第4条第1項）。

また、受給資格者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前記の所得の額を計算するものとされているが（法第9条第2項）、請求人は、平成31年1月から令和元年12月までの1年間に請求人の前夫から養育費を受領しておらず、請求人の当該1年間の総所得金額等合計額は302万1,600円であるところ、前記の計算方法により、その所得の額は、当該総所得金額等合計額から8万円が控除された額の294万1,600円となり、請求人の前年の所得の額が230万円を超えることから、請求人は手当の全部の支給の制限を受けることになる。

したがって、請求人の手当の全部の支給を停止した原処分は違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年1月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月2日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等）の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として（法第2条第1項及び第3条第1項）、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、父母が婚姻を解消した児童を監護する母等に対し、手当を支給することとされ（法第4条第1項）、受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならないとされている（法第6条第1項）。

また、手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならないとされており（法第28条第1項）、現況については、児童扶養手当現況届（添付書類を含む。）を、毎年、都道府県知事等に提出しなければならないとされている（児童扶養手当法施行規則第4条）。

さらに、父母が婚姻を解消した児童を監護する母等である受給資格者の場合、手当は、前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しないとされており（法第9条第1項）、政令で定める額は、扶養親族等が1人であるときは、手当の全部を支給しない場合の額は

230万円とされている（政令第2条の4第2項の表）。なお、受給資格者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用（以下「養育費」という。）の支払を受けたときは、受給資格者が当該養育費の100分の80に相当する金額の支払を受けたものとみなして、当該所得の額を計算するものとされている（法第9条第2項、政令第2条の4第6項）。また、当該所得（前記の養育費の100分の80に相当する金額を除く。）は、前年の所得のうち、地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とされ（政令第3条第1項）、当該所得の額は、その年の4月1日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額等合計額から8万円を控除した額とするとされている（政令第4条第1項）。ただし、受給資格者が母である場合にあつては、当該所得には、当該母がその監護する児童の父から当該児童の養育費の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（以下「養育費等」という。）を含むものとされ（政令第3条第1項ただし書）、その場合の所得の額は、総所得金額等合計額及び養育費等の100分の80に相当する金額の合計額から8万円を控除した額とするとされている（政令第4条第1項ただし書）。

そこで本件についてみると、処分庁は、父母が婚姻を解消した児童を監護する母である請求人から児童扶養手当現況届（添付書類を含む。）の提出を受けて、請求人及び請求人の長男が平成31年1月から令和元年12月までの1年間に請求人の前夫から養育費等を受領していないことを確認した上で、請求人の当該1年間の所得の額が総所得金額等合計額302万1,600円から8万円を控除した294万1,600円であると認定している。そして、その額が手当の全部の支給を停止する所得限度額230万円以上であることから、原処分を行ったことが認められる。

したがって、処分庁は、法令の規定に基づき適切に原処分を行っており、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子